

認可外保育施設を運営している事業者向け

# 本年10月から 幼児教育・保育の**無償化**が スタートします

## ○無償化の対象は「**保育が必要**」な利用者のみです。

- ・無償化の対象となるのは、居住する市区町村から「保育の必要性の認定」を受けた方のみです。
- ・「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があり、利用者が市区町村に申請します。  
(認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要。)

## ○無償化には**上限額**があります。

- ・無償化の上限額は以下のとおりです。  
3～5歳児クラス：月額3.7万円まで  
0～2歳児クラス：住民税非課税世帯の子どもたちを対象に月額4.2万円まで
- ・利用者が市区町村所定の請求書に必要事項を記載し、利用する認可外保育施設が発行する領収証等を添付して、市区町村に申請します。(請求書等のフローは裏面参照)

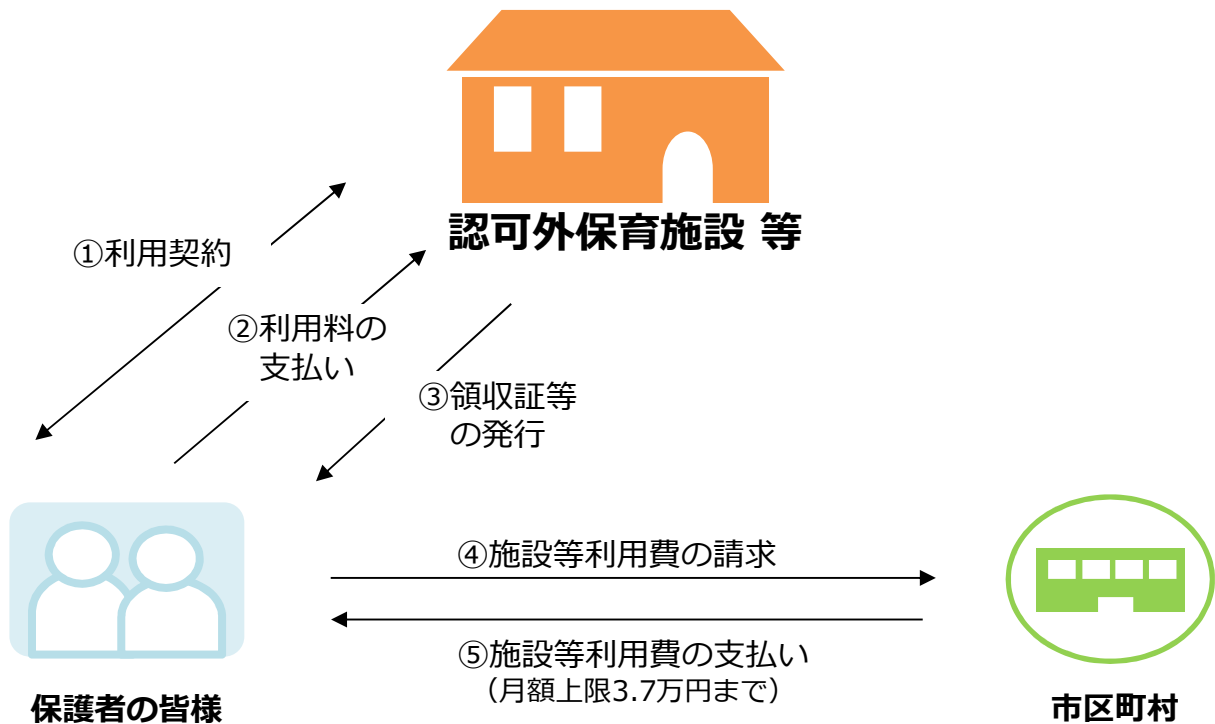
## ○都道府県等への**届出が必要**です。

- ・認可外保育施設(地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等含む。)として、無償化の対象となるには、都道府県等に届出を提出することが必要です。
- ・上記に加え、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を実施する場合も無償化の対象です。

## ○国が定める**基準を満たす**ことが必要です。

- ・無償化の対象となるには、国が定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことが必要です。  
(ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定)
- ・5年間の猶予期間中、無償化の対象施設の範囲が市区町村によって異なる場合があります。  
施設を設置するお住まいの市区町村にご確認ください。

## [基本的な手続きのイメージ]



※利用者が保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、利用者から市区町村に申請が必要です。請求・支払いの時期など、手続の詳細については、市区町村に確認の上、利用している保護者にご説明ください。

※利用者は、これまでどおり利用する施設に利用料を支払い、市区町村に施設等利用費を請求します。その後、市区町村から施設等利用費が利用者に支払われます。具体的な手続は、市区町村に確認してください。

※無償化の対象は保育料です。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

保護者に対しては、保育料と通園送迎費等が区分できる領収証等を発行してください。

(内閣府のホームページで領収書を含め無償化に係る書類の例を掲載しています。)

※**保育料を変更する場合は、その内容及び理由の掲示と保護者への説明が必要です。質の向上を伴わず、無償化対象者の保育料のみを引き上げるなど、無償化に伴う理由のない保育料の引き上げはできません。**

## お問い合わせ先

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

三沢市 福祉部 子育て支援課

TEL : 0 1 7 6 - 5 1 - 4 4 3 1 MAIL : msw\_soraie@misawashi.aomori.jp

【認可外保育施設の届出、指導監督基準について】

青森県 健康福祉部 こどもみらい課

TEL : 0 1 7 - 7 3 4 - 9 3 0 2 FAX : 0 1 7 - 7 3 4 - 8 0 9 1

※内閣府ホームページでは、無償化の手続きの詳細やFAQを掲載しています。

内閣府 無償化

検索

